

高齢者虐待を防止するために

—高齢者の尊厳が尊重され、
安心して、愛顔で暮らせる社会づくり—



高齢者虐待を防ぐために、また、高齢者を介護する方々（養護者）を支援するために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」（高齢者虐待防止法）に基づき、市町を中心にして、高齢者虐待の防止や対応に取り組んでいます。

地域のネットワークの力で、虐待の早期発見に結びつけ、支援の手をさしのべることにより、みんなが安心して愛顔で暮らせる社会づくりに取り組みましょう。

愛 媛 県



愛媛県イメージアップ
キャラクター
みきゃん

「高齢者虐待」とは、どのようなことをいいますか？

高齢者虐待とは、65歳以上の「高齢者」に対する「養護者」（高齢者の方を現に養護（お世話）している人）または「養介護施設従事者等」（介護保険サービス事業者や施設の職員等）による次の5つの類型の行為を言います。

厚生労働省の全国調査では、高齢者虐待の件数は増加傾向で推移しています。

身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部と接触させないような行為

【例】平手打ち、殴る、蹴る、身体拘束 など

心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的な苦痛を与えるような行為

【例】怒鳴る、ののしる、侮辱をこめて子どものように扱う、無視する など

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

介護や生活の世話をを行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させるような行為

【例】入浴させない、食事を十分に与えない、劣悪な住環境 など



性的虐待

本人との間で合意もなく、性的な行為をしたり、強要したりするような行為

【例】懲罰的に下半身を裸にして放置する など

経済的虐待

財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為

【例】日常生活に必要な金銭を渡さない、財産を無断で売却する など

◆ 本人たちだけでは解決が難しい場合があります

虐待をしている養護者本人には、虐待をしている認識がない場合も多く、また、虐待を受けている高齢者自身も **養護者をかばう 周囲に知られたくない**などの理由で虐待の事実を訴えにくく、**家庭内の高齢者虐待は発見しにくい**状況にあります。



◆ 早期対応のために、できることがあります

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐため、**近隣住民の方々 民生委員や自治会などの地域組織 介護保険サービス事業者**など高齢者を取り巻く様々な関係者が、高齢者虐待に対する認識を深め、**虐待の兆候（サイン）に気づき、早期の対応に結びつける**ことが大切です。

○ 高齢者虐待防止法では、「通報」義務があります

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村に「**通報**」するよう努めなければならないとされています。また、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に「**通報**」しなければならないとされています。（市町村は、「**通報**」した方を特定させるものを漏らしてはならないこととされています。）

topics 障害者虐待防止法と65歳未満の方への虐待対応

平成24年10月1日に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、障害者の方への虐待防止や養護者に対する支援のための措置等が規定されました。

合わせて高齢者虐待防止法が改正され、介護保険サービス等を利用する40歳以上の障害者の方は、65歳未満であっても、高齢者虐待防止法の適用を受けることとなりました。

また、高齢者虐待防止法が適用されない65歳未満の方であっても、虐待を受けている場合には、対応すべき必要があるという点においては変わりがなく、法の規定に準じた対応を行います。